

はままつインクルーシブスポーツ連携プラットフォーム 運営要綱

(名称)

第1条 本会は、「はままつインクルーシブスポーツ連携プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本プラットフォームは、誰もがスポーツを楽しむことのできる環境づくり及びスポーツの力を活かしたまちづくりの推進による「スポーツ文化都市・浜松」の実現に向け、スポーツの「する」「みる」「ささえる」に携わる者が相互に情報共有、交流、連携、協業の契機となる場の構築により、異分野融合によるイノベーション創出と時代に即した新たなスポーツ政策への展開することを目的とする。

(活動領域)

第3条 本プラットフォームの活動領域は以下とする。

- (1) 誰もが分け隔てなくスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツの推進に関すること
- (2) スポーツの力を活かした地域活性化に関すること
- (3) 地域におけるスポーツ振興にかかる課題解決と環境づくりに関すること
- (4) 前各号に定めるものの他、第2条の目的の達成に資する領域

(事業)

第4条 本プラットフォームは、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 会員間の情報共有、情報発信
- (2) 会員間のマッチング支援、協業促進
- (3) 会員向け交流会、セミナー等の開催
- (4) 前各号に定めるものの他、第2条の目的の達成に資する事業

2 前項の事業を具体的かつ機動的に推進するため、プラットフォームには分科会その他必要な会議等を設けることができる。

(会員)

第5条 本プラットフォームは、本会の目的に賛同し、本要綱を順守する団体（法人格の有無を問わない）、個人の会員をもって組織する。

- 2 会員は「する」「みる」「ささえる」の活動区分を選択する。活動区分は複数選択できるものとする。
- 3 本プラットフォームへの加入を希望する者は、その旨を事務局が指定する書面等により提出する。事務局は、申込内容を確認した上で、会員として登録をし、後日申込者に確認する。
- 4 会員は、前項の申込事項に変更がある場合はすみやかに事務局に申し出るものとする。

- 5 会員は、書面等により事務局に届け出ることによって退会することができる。
- 6 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
- (1) 本要綱に違反し又は本会の信用を著しく害したとき
 - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
 - (3) 第7条（暴力団員等の排除）に違反したことが判明したとき
 - (4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(会費等)

第6条 会費及び入会金は、無料とする。

(暴力団員等の排除)

第7条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(組織)

第8条 本プラットフォームの事務を処理するため、浜松市市民部スポーツ振興課に事務局を置く。

2 事務局は、本プラットフォームの活動を効果的に展開するため、アドバイザー・サポーターを置くことができる。アドバイザー・サポーターによる取り組み事項は別に定める。

(要綱の改廃)

第9条 事務局は本要綱の改廃を行うことができる。

2 事務局は本要綱の改廃を行った場合は、遅滞なく会員に通知する。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、本プラットフォームの運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。